

# 医業経営情報

NO. 13

## 今回のテーマ：消費税の総額表示について

去年の税制改正により平成16年4月から消費税の総額表示（消費税込の価格）が義務付けられました。多くの病医院では消費税は免税されている為、関係ないと考えられている所もあるかもしれませんが、そうとも言っていられなくなってきました。

と、言うのも同じく去年の税制改正で消費税が免税される基準が大幅に引き下げられたからです。今までは課税売上高が年間3,000万円以上でなければ消費税は免税とされていたのが年間1,000万円に引き下げられました。病医院で課税売上高に該当するのは自費診療収入や文書料等ですから、これらが年間で1,000万円を超えている病医院は多いと思います。

また、MS法人を持っており、そこで売店や喫茶店などを運営されている場合にも当然関係してきます。

ですから今回は消費税の総額表示についてまとめてみました。

### I 価格表示の方法

今までは価格の表示を消費税抜にするか込にするかは事業者の判断でしたが、平成16年4月以降は下記のような表示方法に統一されます。

例) 10,000円の商品で消費税が500円の場合

- ① 10,500円
- ② 10,500円（税込）
- ③ 10,000円（税込10,500円）
- ④ 10,500円（消費税500円）

おそらく②の10,500円（税込）とする所が多いのではないかと思います。

### II 総額表示の対象

総額表示の対象となるかの判断基準は次の4つです。

#### 1. 免税事業者であるか？

免税事業者（課税売上高が1,000万円以下）であれば、そもそも消費税が課税されませんので総額表示の対象になりません。

## 2. 不特定多数の者に価格を示すものであるか？

例えば見積書や請求書のように特定の者にのみ示すものであれば総額表示の対象にはなりません。具体的に対象となるのは以下のようなものがあると思います。

### ◆病医院の場合

- ・ポスター等による文書料や健康診断の案内
- ・自費収入（特に歯科）の案内用ポスター
- ・差額ベット代についての説明分や院内表示
- ・新聞、雑誌、ホームページでの料金案内

### ◆MS 法人の場合

- ・売店での値札
- ・喫茶店でのメニューや店内表示

## 3. 取引を行う前に示すものか？

レシートや領収書のように、取引後（購入後）に表示されるものは総額表示の対象となりません。

## 4. 事業者間の取引に該当するか？

事業者間の取引は総額表示の対象にはなりません。ですから病医院とMS 法人との取引については総額表示をする必要はありません。

## III Q & A

**Q1** MS 法人において喫茶店を運営していますが、今回の総額表示にともないレジシステムを変更する必要はありますか？

**A1** 総額表示は値札や広告などの表示について義務付けをするものですから、レジシステムの変更を義務付けるものではありません。しかし下記のような問題が生じる可能性がある場合、レジシステムの変更が必要になると思います。

- ・ 1 個 1 5 7 円（税抜 1 5 0 円、消費税 7 円）の商品を 2 個購入した場合  
イ. レジシステムが税込価格を基礎として計算されている場合は変更の必要はありません。

レシート		
A 商品	1 5 7 円 × 2	3 1 4 円
	合 計	3 1 4 円
	(内税	1 4 円)

ロ. レジシステムが税抜価格を基礎として計算されている場合、お客様とのトラブルにもなりかねませんので変更が必要です。

レシート		
A商品	150円×2	300円
<hr/>		
	小計	300円
	税	15円
<hr/>		
	合計	315円

お客様は、1個157円の商品を2個購入したため314円になると計算するため、請求額が315円では1円合わなくなります。

**Q2** 罰則規定はありますか？

**A2** 罰則規定はありません。ただし今後総額表示が定着してくるとお客様は当然価格は税込であると考えするため、支払いの際にトラブルになる事もあり得ます。

また、税務署の指導が無いとも言えませんし、将来は罰則規定が設けられる事も考えられますので、総額表示にすることをお勧めします。

**Q3** 歯科医院を開業しており、インプラント等の自費診療についてのパンフレットを作成しています。このパンフレットは該当する患者さんにしか渡していませんが、総額表示に作り直さなければいけないでしょうか？

**A3** この場合は不特定多数の人を対象に作っているわけではないため、総額表示をする必要はないと思います。

ただし来院する全ての患者さんに渡す場合には総額表示の対象になります。

**Q4** MS法人において、ハーブティー等の量り売りをしていますが、単価の表示はどうすればよいですか？

**A4** 商品を量り売りする場合も総額表示の対象になります。量り売りだけでなく取引金額の〇%を手数料としてもらう場合も総額表示の対象になりますのでご注意ください。

#### 総額表示の例

(例) ハーブティーの量り売り 100グラム 210円 (税込)  
不動産の仲介手数料 売買価格の3.15% (税込)

以上、消費税の総額表示についてまとめました。ここに書いていない事について質問などありましたらいつでも当事務所にご連絡下さい。

平成15年10月21日

**西岡秀樹税理士事務所**

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹